

保健医療サービス

問題 70 医療保険の高額療養費制度に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 高額療養費における自己負担額の「世帯合算」では、被保険者と被扶養者の住所が異なっても合算できる。
- 2 高額療養費における自己負担額の「世帯合算」では、家族が別々の医療保険に加入していても合算できる。
- 3 高額療養費制度の支給対象には、入院時の「食費」・「居住費」も含まれる。
- 4 高額療養費の申請を受け付けた場合、受診した月から少なくとも1か月で支給しなければならない。
- 5 高額療養費の支給申請を忘れていても、消滅時効はなく、いつでも支給を申請できる。

問題 71 「平成23年度国民医療費の概況」(厚生労働省)に基づく次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 国民医療費は38兆円を超えているが、前年度に比べて増加しているわけではない。
- 2 国民医療費の国内総生産(GDP)に対する比率は、10%を超えている。
- 3 国民医療費を財源別にみると、事業主及び被保険者による保険料負担が全体の60%以上を占めている。
- 4 国民医療費の医科診療医療費を傷病分類別にみると、「新生物」が最も多い。
- 5 国民医療費を年齢階級別にみると、「75歳以上」が全体の約3分の1を占めている。

問題 72 事例を読んで、Jさんが利用しているサービスに関する記述として、正しいものを1つ選びなさい。

〔事例〕

長男の家族と離れて一人暮らしをしていたJさん(80歳)は、最近、Uサービス付き高齢者向け住宅に移り住んで、サービスを受けている。持病のあるJさんに対しては、最寄りの在宅療養支援診療所であるVクリニックがW訪問看護ステーションと連携して、訪問診療や訪問看護を提供し、在宅療養を継続している。

- 1 Uサービス付き高齢者向け住宅は、状況把握・生活相談サービスに加え、医療及び介護サービスを自ら提供しなければならない。
- 2 Vクリニックは、24時間連絡を受ける医師又は看護職員をあらかじめ指定しなければならない。
- 3 在宅医療を実施する保険医療機関であるVクリニックの開設主体は、株式会社であつてもよい。
- 4 Jさんの訪問診療の費用は、Jさんの長男が加入する医療保険から支払われる。
- 5 W訪問看護ステーションの訪問スタッフは、すべて看護師でなければならない。

問題 73 医療計画に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 医療計画の策定主体は、都道府県である。
- 2 現行の医療計画では、精神医療についての記述は求められていない。
- 3 現行の医療計画では、在宅医療についての記述は求められていない。
- 4 医療計画における病床規制は、規制改革の中で撤廃された。
- 5 医療計画における二次医療圏は、地域包括ケアの圏域である日常生活圏とほぼ同様に想定されている。

問題 74 保健師・助産師・看護師などに関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 看護師とは、都道府県知事の免許を受けて、傷病者もしくはじよく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とするものをいう。
- 2 保健師は、育児上必要があると認められた出生後28日までの乳児に対し訪問指導を行うが、引き続き指導を必要とする場合には、28日を超えても行うことができる。
- 3 2010年(平成22年)末の時点において、就業している保健師の約5割が、公的機関である保健所、市町村に勤務している。
- 4 回復期リハビリテーション病棟入院料1を算定する病棟において、5年以上の経験を有する専任看護師及び専任社会福祉士を配置した場合の評価が新設された。
- 5 保健師に対して、療養上の世話又は診療の補助が行える旨の規定が設けられているが、助産師には設けられていない。

問題 75 日本における医療ソーシャルワーカーの職能としての発展に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 第二次世界大戦前に、聖路加国際病院の前身病院の医療社会事業部に医療ソーシャルワーカーとして清水利子が採用された。
- 2 第二次世界大戦後に、連合国軍最高司令官総司令部(GHQ)主導の下、モデル保健所として初めて専任の「医療社会事業係」が配置されたのは板橋保健所である。
- 3 1953年(昭和28年)に、日本医療社会事業家協会が設立されたことにより、日本における全国的な医療ソーシャルワーカーの職能団体が立ち上がった。
- 4 医療機関が社会福祉士養成課程における実習施設等の範囲に含められたのは、社会福祉士及び介護福祉士法が成立した時からである。
- 5 診療報酬改定により、初めて社会福祉士が診療報酬点数上に位置づけられるようになったのは1992年(平成4年)からである。

問題 76 生活保護を受給している一人暮らしで、軽度の知的障害のある入院患者Kさん(30歳, 男性)について、今後の治療法と治療機関の選択をするため、医師とKさんによる話し合いが医療ソーシャルワーカー同席の下で行われた。話し合いの内容が複雑なため、Kさんが自分の希望を明確に医師に伝えることが難しいと予想した医療ソーシャルワーカーは、あらかじめKさんと話し合った結果に基づきKさんの状況とニーズについて、Kさんに代わって話し合いの場で医師に伝えた。

次のうち、こうした医療ソーシャルワーカーの行為を表す用語として、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 アカウンタビリティ
- 2 セカンドオピニオン
- 3 リスクマネジメント
- 4 アドボカシー
- 5 インフォームドコンセント